

経過 友あするすもすしと思ひから右組合の大会に於ても決定せしむるべきに於ては、  
亦困難な場合があると思ふ。又主委員等も、一も之に困難な所を、新任中央委員会は、  
座に立業して早体化する所を努力せられたい。いふ意見は、一任すること、すなはち。

①

屋外労働者救済扶助法改正要請に關する件  
決定一屋外労働者救済扶助法改正要請の適用範囲を拡大し往來の制限を撤廃し同法の改正の趣旨に  
實現せざるは、努力せられたいと云ふ希望を、付して具體案の趣旨に對しては、新任中央委員会は、  
一任

経過一現法規の適用範囲が、工運服事業に休業してある者、他種の職に居住してある  
ものは、屋外労働者に非ずとして法の適用を受けざるなり。又、船大工の修繕労働者は、小工  
等並船所に働いておても工場内も適用されざるなり。屋外労働者として、大工、床屋、  
も適用されざるなり。之等も當然法の適用を受けべきものと思ふ。殊に船大工の修繕労働  
者も同志の適用を受けざるなり。之れは、舟の夫、船主から不給せれるが、扶助所より多  
かり市として扶助法を放棄して置く。更に大船会の方を實行して知るの如きと思ふ。現在同  
法の適用範囲は、ついても不完足である。更に適用範囲拡大ばかりでなく、その他の項目に於  
ても改正しなげられたいといふことは、一級した。

②

国民健康保険に關する件  
決定一惣本部に於て、法案の大綱を起草せしめ之を、社会局に提出し、院及び支務団体の全面的計  
画に於て、同法案の制定の趣旨に對し、

第三分科委員会報告書

以上の諸案に對して決定事項促進の巨めは附議決定を行つた。

附 録

第一分科委員会は、大会の附託に基づき審議せし、議案中既に昨年度大会に於て決定しその具体化  
を本部中央委員会に預託し、そのものを、本部中央委員会の審議に附せられたるものあり、より中  
央委員会に於ては、其具体化の巨めに努力せられたいと申し置む

一九三四年年度大会 第三分科委員会

特別委員の選任

委員 小林 利、 坂田 隆行、 矢野 武雄、 水村 洋三、 池谷 正一

①

委員 小林 利、 坂田 隆行、 矢野 武雄、 水村 洋三、 池谷 正一

委員 小林 利、 坂田 隆行、 矢野 武雄、 水村 洋三、 池谷 正一

②

委員 小林 利、 坂田 隆行、 矢野 武雄、 水村 洋三、 池谷 正一

委員 小林 利、 坂田 隆行、 矢野 武雄、 水村 洋三、 池谷 正一

委員 小林 利、 坂田 隆行、 矢野 武雄、 水村 洋三、 池谷 正一

委員 小林 利、 坂田 隆行、 矢野 武雄、 水村 洋三、 池谷 正一

委員 小林 利、 坂田 隆行、 矢野 武雄、 水村 洋三、 池谷 正一

委員 小林 利、 坂田 隆行、 矢野 武雄、 水村 洋三、 池谷 正一

委員 小林 利、 坂田 隆行、 矢野 武雄、 水村 洋三、 池谷 正一